

平成 27 年 10 月 29 日

静岡市環境影響評価審査会
会長 平井 一之 様

清水漁業協同組合
代表理事組合長 宮城島



東燃ゼネラル㈱の清水区袖師地区火力発電所建設計画の審査に当たりましたの要望

審査会委員の皆様におかれましては、静岡市の環境保全のためご尽力を賜り、自然環境の大きな影響を受ける業を生活の糧としている業界として感謝申し上げます。

さて、今、東燃ゼネラル㈱様が、清水区の袖師地区に、170 万 kw の火力発電所を平成 33 年より平成 36 年までを掛け、順次稼働させる計画で環境影響評価が行われています。

この環境影響評価の方法書を閲覧しますと、私どもの業界に大きな影響を与えらると思われる点の審査が抜けているように思われます。

つきましては、下記の項目について、貴審査会の審議の場でぜひ審査いただきたく要望申し上げます。

1. LNGの気化に伴う冷排水発生の影響について

この発電所が全機稼働しますと年間 135 万トンの LNG を使用することです。現在、静岡ガス㈱様が使用している LNG は年間 110 万トンと聞いております。この際 -162°C の LNG を常温にするために海水を使用し、取水温度より 3°C 冷たい海水を 1 日 15.5 万トンも排水しているそうです。火力発電所が 170 万 kw の発電を開始すれば計算上 3°C 低くなった海水が毎日 34 万トン以上排水されることとなります。これは、冷たい海水が清水港はもとより駿河湾の広範囲に広がりしらすや駿河湾特産のサクラエビに大きな打撃を与えられると思われます。現に、清水 LNG ㈱様が操業を開始して以来、清水港内の三保貝島海域のクルマエビやワタリガニ等が全くいなくなり網にかからなくなりました。これは、冷排水が特に海底に影響していると思われます。

東燃ゼネラル㈱様は、この冷排水は「清水 LNG ㈱様の操業によるもの」として、今回の環境影響評価の項目に加えていません。しかし、冷排水の急増は、明らかに火力発電所の操業に起因するものです。切り離すわけに

はいきません。この冷排水のシミュレーションも行い、影響を調査していただきたいと思います。

2. 真水排水の影響について

今回の火力発電所建設計画では、蒸気タービンを回した後の蒸気を水に戻すための復水器の冷却水に工業用水を使用する計画です。東燃ゼネラル様は、「1日 13,300 トンの真水排水の影響は小さい」として審査項目に入れていません。しかし、海水に住む生物は、真水に敏感です。漁業は、私たちの生活の糧であり、暮らしがかかっています。この真水の影響も審査項目に追加していただき、「絶対に影響がない」のか審査していただきたいと思います。

3. 環境影響評価審査会で公聴会を開き、私たちの声を聴いていただく機会を設けてください。

由比港第42号
平成27年10月29日

静岡市環境影響評価審査会
会長 平井一之様

由比港漁業協同組合
代表理事組合長 宮原博



東燃ゼネラル（株）の清水区袖師地区火力発電所建設計画に対する要望書

拝啓 時下益々ご清勝のこととお喜び申し上げます。

また、審査委員会の皆様方には日頃より地域の環境保全にご尽力いただいていることに対し、敬意を表しますと共に御礼申し上げます。

さて、東燃ゼネラル（株）が、清水区袖師地区の同社遊休地の敷地内に50万から60万キロワットの液化天然ガス（LNG）火力発電施設3基を稼働する計画があり、現在環境影響などを審議する「県環境影響評価審査会」が行われております。

その審査会において、我々漁業者が一番影響を与えると懸念している、海洋環境審査についての追加審査をお願いする次第であります。

桜えび始め太古からの様々な貴重な生物が生息し、世界的にも「宝庫」として認められている、駿河湾で生活を行っている漁業者の代表として、下記の項目について今一度審議会でも審査頂きますよう強く要望致します。

記

冷却水及び真水排水が駿河湾海域に及ぼす影響について

火力発電所ボイラーの冷却に使用する工業用水（日量1.4万トン）と、清水LNG（株）袖師基地の冷排水（日量16.3万トン）合計17.7万トンの水が駿河湾内に排出されることとなれば、夏季には海水よりマイナス2℃の冷排水が清水沖から駿河湾海底に流れこみ、6月から8月にかけて行われる、桜えびの産卵に対し大きな影響を与えることが懸念され、また、孵化後の餌となる植物性プランクトンが減少することにより、今後の桜えび漁業に悪影響を及ぼす可能性があります。現に清水LNG（株）が建設される際には、由比港漁協の漁業者に対しに一切の説明はなく稼働後以降、桜えびの漁獲量は下降傾向にあり、冷排

水の影響があるのではないかと考えられます。

そのことから、冷排水が自然界に及ぼす影響と、冷排水による海底生物の調査を審査項目に追加していただきたい。

また、蒸気タービンを回したあとの、蒸気を水に戻すための復水器の冷却水に工業用水を使用する計画ですが、真水の流入による、水質変化や海底環境の変化による、生態系バランスが崩れる可能性の調査項目を新たに追加し、その結果の公聴会を開き、漁業者の声を聴いていただく機会を設けてください。

平成 27 年 11 月 5 日

静岡市環境影響評価審査会
会長 平井 一之 様

LNG火力発電所建設を考える協議会

代表 望月 賢一郎
事務局 望月正元
川又 登

「清水天然ガス発電所」の建設計画に関する要望書

拝啓、東燃ゼネラル石油（株）による「清水天然ガス発電所」の建設に関する環境影響評価につきましては、貴審査会においてご検討いただいております。地域住民、私たちの協議会としましても感謝いたしております。

上記「配慮書」、「方法書」を読み、さらに清水マリナート、静岡労政会館での事業者説明会に出席し、事業者の説明は地元、行政をないがしろにしているとの感を拭えませんでした。

上記計画の妥当性を市民が納得できるよう意見を汲み上げていただく場は、貴審査会以外にはありません。以下の諸点を特にご配慮いただき、市民、住民が安心して生活するために厳格な審査をしていただけますよう特別のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

1) 環境影響評価法の改正

事業者は環境影響評価法に新たに加わった「配慮書」の主旨が、建設計画地および事業規模の妥当性の検討であることを理解していません。従って、法に従った手続きといえません。

2) 想定外でなくなった災害

東日本地震災害以後は、平時の安全よりも、想定外と言えなくなった災害時の事故の危険性を市民は心配しています。市民の安全は経済活性化以前の問題で、浜岡原発の審査で災害危険性が論じられている通りです。事業者にはこれに対する認識が全く見られません。想定外の事故（火災、爆発、ガス・油流出、漂流物など）の不安、風評を取り除く「安全」という調査項目を追加し、その調査結果を示すことが第一と考えます。

3) 「安全」＝「環境保全」

事業者は「危険性、安全性は環境影響評価の範囲外である」と方法書でいっております。環境保全とは住民の安全を確保することです。環境影響評価の中で先ず安全を審査し、その後に関係法令に当たるべきです。

4) 上位計画「交流ゾーン」の認識

隣接地は静岡市が中心となって国、県、企業、住民とともに定めた「交流ゾーン」であり、現在、清水地区の中心、静岡県の海の玄関口となっております。上記2)に述べましたように、住民だけでなく、観光客など不特定に集まる大勢の人たちの不安感、風評により、折角、行政のご努力でインフラも整い、内外の人たちで賑わってきた「交流ゾーン」が寂れてしまわないか心配です。市の活性化に逆行するものです。

5) 環境影響評価の定義

“LNGは別会社から供給されるから”と輸送タンカーによる災害の危険性やLNG気化のための冷却水排出の大幅な増大などは環境影響評価の対象外である、と事業者は責任を回避しています。事業の実施による「周辺地域への影響」こそ「環境影響」であり、環境影響評価法を理解していません。

6) 地球温暖化

CO₂の排出総量は静岡市の現在の1.6倍という大きなものとなりますが、事業者は「電力配分後のCO₂排出量は2%で影響ない」としています。地域的に集中して発生するCO₂の影響は大きいと予想されます。市の指導により企業、工場が率先努力している地域環境保全への協力に反します。

追記：上記に関連したお願いを次頁に記しました。

追記：

環境影響評価指針の環境影響評価項目に2項の追加をお願いします

1. 「安全」(細目：火災、爆発、化学物質の漏洩等)

前頁に記しましたように、地域、住民生活の安全こそ「環境影響評価」の中心であると思われます(環境影響評価法第三条の二には、「環境の保全に配慮すべき事項について検討を行わねばならない」となっています)。また、東日本地震災害以後は、平時の安全よりも、想定外と言えなくなった災害時の事故の危険性を市民は心配しています。従って、「環境影響評価指針」の「調査項目」として「安全」があるべきと思われます。ぜひこの項目を「指針」の一項目として追加していただきたく、環境影響評価審査会へのご配慮をお願いいたします。既に、環境行政の先進県である神奈川県、先進市である横浜市と川崎市では「指針」の一項目として「安全」を、その細目として「火災、爆発、化学物質の漏洩等」を明記しております。

2. 「地域社会」(細目：コミュニティ)

前頁に記しました「交流ゾーン」の存在は人々の生活の中心であり、社会環境の形成に欠かせません。駿府公園に火力発電所ができれば、どうなるでしょうか。市街地における事業計画では「地域社会」(細目：コミュニティ)についての調査が必然となります。従って、標準の評価項目として記載しておくべきです。上記と同じく、川崎市の「指針」には明記されています。

LNG 火力発電所に反対する住民の会

共同代表 山梨 通夫



「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画」
環境影響評価の評価対象についての要請

要請書 1

東燃ゼネラル石油株式会社は静岡市清水区袖師町 1900 番地に液化天然ガス（LNG）を燃料とする発電力合計約 170 万 k w の火力発電所の建設と計画しています。現在、環境影響評価審査会の手続きが進行中です。原発約 2 基分の電力を LNG で発電するには膨大なガスを扱うこととなります。発電所建設予定地は JR 清水駅、マリナート、清水テルサ、商店街、住宅地、高層マンションなど人の集まる場所に隣接しております。何が一番の問題かと言いますと「人口密集地帯にあまりにも近すぎる」の一言につきます。住宅地までの距離について「最悪の事態を想定せよ」の教訓を残した 3. 11 東日本大震災以前に建設された他の LNG 発電所の事例を参考にすることは許されません。

南海トラフ巨大地震の襲来が問題となっている現在、「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画」には不安を越えて恐怖を覚えます。

私たちはこの LNG 火力発電所の建設が住民にとっての安全・安心の確保が得られない限り反対の意思を持って集まった建設予定地周辺の住民を中心とした市民団体です。私たちは東燃ゼネラル石油㈱が主催した環境影響評価方法書の説明会に参加し、また県および市の環境影響評価審査会を傍聴しました。説明会では参加者の質疑がありましたが、参加者の意見のほとんどが地震・津波・火災・爆発などに関した住民の安全面についての疑問でした。しかし、環境影響評価審査会では鳥や魚、動植物についての影響は審査されますが、防災に関して人の生命や財産を守ることは審査の対象外です。まさに本末転倒とはこのことです。私たちは静岡市環境影響評価審査会平井一之会長に次のことを要請します。

「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画」についての静岡市の環境影響評価の評価対象項目に関連事業者を含む防災問題を加えるように特別な計らいを求めます。また市民の安全・安心を得るために防災問題を主とした公聴会を開催することを求めます。重要な決定をする前に事業者と建設計画に不安を持つ市民および専門家の意見を真摯に交換する場が今日の社会には必要です。

LNG 火力発電所に反対する住民の会

共同代表 山梨 通夫



環境影響評価条例・指針の評価対象制定についての要請

要請書 2

静岡市は環境影響評価の条例を制定し、今後その指針を制定する運びとなっているとお聞きしました。環境影響評価の審査対象には現在、地震・津波・火災・爆発等の項目が含まれていません。今後指針を制定する上でそれらの項目を審査対象項目に含め関連事業者も対象とすることを求めます。なお、案件の必要に応じ審査対象を追加すること。また必要に応じ委員以外の専門家や関係市民を召喚して意見を聴取することの権限を審査会に与えることも求めます。川崎市ではこれらの項目が環境影響評価の対象項目に含まれております。参考のために川崎市のホームページから抜粋して次ページに掲載しました。これに加え電磁波の健康に対する影響も検討してください。子供が知らずに地下超高圧送電線の上を歩くと電磁波の影響で白血病になる可能性が指摘されています。WHO（世界保健機関）の下部機関である IARC（国際がん研究機関）は 2001 年 6 月 27 日にフランスのリオンで、50～60 ヘルツの極低周波磁場は発がんランクの「人体への発がん可能性有り」を全会一致で正式にランク付けをする画期的な発表を行いました。この発表を受けて、WHO は各国政府や電力業界に「予防的な対策」として、

- (1) 住民に十分な情報を提供する。
- (2) 被曝を減らす安全で低コストの対策。
- (3) 健康リスクの研究の推進。

などを講じるよう伝えました。IARC の見解は、送電線、家庭内配線や電気器具から照射される ELF（極低周波）は $0.4\mu\text{T}$ （マイクロテスラ= 4 ミリガウス）以上の磁場で小児白血病がおおよそ 2 倍との一定した統計上の関係がみられるというものです。

また、静岡市は大地溝帯（フォッサマグナ）の南端に位置し、東の富士川河口断層帯、西の糸魚川静岡構造線に挟まれ、地殻変動の激しい地帯です。活断層の存在の有無も審査対象にすべきです。

川崎市よりも有効なよりよい指針を制定しますことを期待します。

（なお、この要請書 1 要請書 2 は川勝県知事、田辺静岡市長、県・市の環境影響評価審査会 和田会長、平井会長の 4 者に提出しました）

添付資料

川崎市環境影響評価等技術指針（要旨）第5章 調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法（参考のため川崎市ホームページより抜粋転写）

「第23 安全に注目願います」

（大気）

第1 大気質

第2 悪臭

（水）

第3 水質（公共用水域、地下水）、底質

第4 水質（水温）

第5 水象（水量、流量、流出量）

第6 水象（湧水）

第7 水象（潮流）

（土）

第8 地形・地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）

第9 地盤（地下水位、地盤沈下、変状）

第10 土壌汚染

（生物）

第11 生物（植物、動物、生態系）

（緑）

第12 緑（緑の質、緑の量）

（騒音・振動・低周波音）

第13 騒音・振動・低周波音

（廃棄物等）

第14 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

（構造物の影響）

第15 構造物の影響（景観）

第16 構造物の影響（日照阻害）

第17 構造物の影響（テレビ受信障害）

第18 構造物の影響（風害）

（地域社会）

第19 地域社会（コミュニティ施設）

第20 地域社会（人と自然とのふれあい活動の場）

第21 地域社会（地域交通（交通混雑、交通安全、地域分断））

第22 地域社会（歴史的文化的遺産）

（安全）

第23 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

（温室効果ガス）

第24 温室効果ガス